

○後志広域連合国民健康保険条例

平成21年3月2日

条例第1号

改正 平成21年9月3日条例第8号

改正 平成21年12月9日条例第10号

改正 平成22年9月1日条例第1号

改正 平成23年3月10日条例第3号

改正 平成25年8月22日条例第4号

改正 平成26年12月1日条例第1号

改正 平成27年6月4日条例第6号

改正 平成30年3月1日条例第2号

改正 平成30年8月31日条例第5号

改正 令和2年6月22日条例第4号

改正 令和3年8月30日条例第2号

改正 令和3年12月1日条例第4号

改正 令和5年3月1日条例第3号

改正 令和6年12月2日条例第4号

(目的)

第1条 後志広域連合（以下「広域連合」という。）が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(広域連合の国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称)

第2条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項の規定により広域連合に設置された国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は、広域連合国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

(協議会の委員の定数)

第2条の2 協議会の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 6人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 6人
- (3) 公益を代表する委員 6人

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

(出産育児一時金)

第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として48万8,000円を支給する。ただし、後志広域連合長（以下「広域連合長」という。）が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算する

ものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

（葬祭費）

第5条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として、3万円を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

（保健事業）

第6条 広域連合は、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康教育
- (2) 健康相談
- (3) 健康診査
- (4) その他被保険者の健康の保持増進又は保険給付のために必要な事業

（分賦金）

第7条 広域連合は、後志広域連合規約（平成19年市町村第138号指令）第2条に規定する関係町村（以下「関係町村」という。）に対し、国民健康保険事業を行うために必要な費用に充てるため、国民健康保険事業運営分賦金（以下「分賦金」という。）を賦課する。ただし、当該年度において前年度決算の剰余金が見込まれるときはその額を控除し、不足額が見込まれるときはその額を加算することができるものとする。

（分賦金の額の通知）

第8条 前条の規定による分賦金の額及び次条に規定する納期ごとに納付すべき額は、毎年4月5日までに、関係町村長に通知するものとする。

- 2 広域連合長は、年度中に分賦金の額を変更する場合は、その変更額を関係町村長に通知するものとし、当該変更に伴う納付すべき額の調整は、次条第1項の規定にかかわらず、当該変更があった日以降の納期において調整するものとする。

（分賦金の納期限等）

第9条 分賦金は、その年度を6期に分割して徴収するものとし、その納期並びに納期限及び納付すべき額の割合は、次の表のとおりとする。ただし、分割して得た額に1,000円未満の端数があるときは、これを第6期において徴収するものとする。

納 期	納 期 限	割 合
第 1 期	4 月 15 日	15%
第 2 期	6 月 15 日	20%
第 3 期	8 月 15 日	20%
第 4 期	10 月 15 日	20%
第 5 期	12 月 15 日	20%
第 6 期	3 月 31 日	5 %

2 前項の納期限が広域連合の休日に当たるときは、広域連合の休日の前日をもってその期限とする。

(罰則)

第 1 0 条 広域連合は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは第 5 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第 1 1 条 広域連合は、世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なしに法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第 1 2 条 広域連合は、偽りその他不正の行為により一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免かれた者に対し、その徴収を免かれた金額の 5 倍に相当する金額以下の過料を科する。

第 1 3 条 前 3 条の過料の額は、情状により、広域連合長が定める。

2 前 3 条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

(出産育児一時金に関する経過措置)

2 第 4 条の出産育児一時金に関する規定は、この条例の施行期日（以下「施行日」という。）以後における被保険者の出産について適用する。ただし、被保険者の出産が施行日前であるときは、当該被保険者が被保険者としての資格を取得していた関係町村における国民健康保険条例（施行日の前日において、現に効力を有するものに限る。）の例によるものとする。

(葬祭費に関する経過措置)

3 第 5 条の葬祭費に関する規定は、施行日以後において被保険者が死亡した場合の葬祭費について適用する。ただし、被保険者の死亡が施行日前であるときは、当該被保険者が被保険者としての資格を取得していた関係町村における国民健康保険条例（施行日の前日において、現に効力を有するものに限る。）の例によるものとする。

(被保険者証に関する特例)

4 施行日前において国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第6条の規定に基づき、関係町村が交付した被保険者証（有効期限が経過していないものに限る。）は、広域連合が交付した被保険者証とみなす。

（関係町村の処分・手続その他の行為に関する特例）

5 前項に規定するもののほか、施行日前において、関係町村の国民健康保険条例及びこれに基づく規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例及びこれに基づく規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

6 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。））である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

7 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

8 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

9 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、第7項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

10 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額を、その一部を受けることができなかつた場合に

においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

- 1 前項の規定により広域連合が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則（平成21年条例第8号）

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の後志広域連合国民健康保険条例第8条及び第9条の規定は、平成22年度分の分賦金から適用し、平成21年度分の分賦金については、なお従前の例による。ただし、広域連合長は、この条例による改正前の後志広域連合国民健康保険条例第9条に規定する第6期の納期限以後において、納付すべき分賦金の額を変更する場合には、当該変更後の額について関係町村長に通知するものとし、関係町村長は、当該変更により新たに納付すべき分賦金があるときは、当該新たに納付すべき額を平成22年3月31日までに納付するものとする。

附 則（平成22年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年条例第3号）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

- 2 この条例による改正後の後志広域連合国民健康保険条例第4条の規定による出産育児一時金の額は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成25年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第1号）

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

- 2 この条例による改正後の後志広域連合国民健康保険条例第4条の規定による出産育児一時金の額は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成27年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成30年条例第2号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の後志広域連合国民健康保険条例は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和2年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第6項から附則第11項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

附 則（令和3年条例第2号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和3年2月13日から適用する。
- 2 この条例による改正後の附則第6項から附則第11項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

附 則（令和3年条例第4号）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の後志広域連合国民健康保険条例第4条の規定による出産育児一時金の額は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

附 則（令和5年条例第3号）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の後志広域連合国民健康保険条例第4条の規定による出産育児一時金の額は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

附 則（令和6年条例第4号）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以降にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。